

## 「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」(抜粋)

### 市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加

市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。

【平成25年度検討・結論、結論を得次第措置】

### 【参考】

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においても、FCVの世界最速普及を目標に掲げられ、市街地における圧縮水素スタンドの立地が求められているが、地域別に圧縮水素の貯蔵量を規制していないドイツ、アメリカと比較すると、日本の貯蔵量規制は水素スタンドの事業を成立させるためには、十分な水素を貯蔵出来ないとの指摘がされている。

### 【現状】

- 建築基準法では、圧縮水素スタンドに貯蔵される圧縮ガス(圧縮水素)について、用途地域ごとに貯蔵量を規制している。

|               | 第1・2種低層<br>住居専用地域<br>第1種中高層<br>住居専用地域 | 第2種中高層<br>住居専用地域<br>第1・2種<br>住居地域<br>準住居地域 | 近隣商業地域<br>商業地域            | 準工業地域                      | 工業地域<br>工業専用地域 |
|---------------|---------------------------------------|--|---------------------------|----------------------------|----------------|
| 圧縮ガス(圧縮水素)の貯蔵 | 原則×                                   | ○<br>350m <sup>3</sup> 以下                  | ○<br>700m <sup>3</sup> 以下 | ○<br>3500m <sup>3</sup> 以下 | ○              |

- 高圧ガス保安法に基づき、市街地に設置される圧縮水素スタンドについては、万が一、火災等が生じた場合でも、敷地外に影響を及ぼさないための基準が整備されており、安全性が確保されている。

### 【対応方針】

「規制改革実施計画」等を踏まえ、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている圧縮水素スタンドについては、建築基準法に基づく圧縮水素に係る規制を撤廃する。